

習志野市

教職員による児童生徒への

性暴力等発生時の対応マニュアル



令和5年8月策定
令和6年3月改正
習志野市教育委員会

1 はじめに

教職員による児童生徒に対する性暴力等により、当該児童生徒の尊厳と権利を著しく侵害し、その心身に対して重大な悪影響を及ぼすことは、決してあってはならないことである。しかしながら、全国的に児童生徒への性暴力等に当たる行為により、懲戒処分を受ける教職員が後を絶たない。

この性暴力等から児童生徒を守るために、早期発見及び適切な対応ができる体制を整えることが必要不可欠である。

そこで、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文部科学大臣決定）を基に、学校において性暴力等の被害が発生した、もしくはその疑いがある場合の対応等について以下のとおり示す。

2 性暴力等の定義

児童生徒への性暴力等については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和4年4月1日施行。以下「法」という。）において以下のように定義されている。

- (1) 児童生徒等に性交等をする事又はさせること
- (2) 児童生徒等にわいせつな行為をする事又はさせること
- (3) 児童買春、児童ポルノに係る行為等をする事
- (4) 児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせる以下の行為
 - ①衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位、その他の身体の一部に触れること
 - ②通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること
- (5) 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものをする事

これらの性暴力等については、児童生徒の同意や暴行・脅迫等の有無を問うものではなく、刑事罰が科されなかった行為も該当し得る。

3 性暴力等発生（疑いを含む）時の対応

性暴力等が発生（発覚）した際は、別紙「性暴力等発生時対応フロー」を参照し、被害児童生徒と加害者を分離するなど迅速に対応する。

対応フロー中、実線で示しているのが、基本的な対応となり、性暴力等発生（疑いを含む）を確認した場合、速やかに管理職から教育委員会性暴力等対応窓口（以下「性暴力等対応窓口」という。）に報告を行うこととする。

しかしながら、緊急性が高い場合や、対象となった被害児童生徒や加害者が誰なのかにより、点線のように、報告や通報順が前後する場合もあり得るため、状況に応じて柔軟な対応を行う必要がある。

4 性暴力等の被害発生時の対応について

(1) 性暴力等の被害（疑いを含む）発覚

- ・被害児童生徒が安心して話せる場所、環境で聴くようにして、原則として複数の教職員で対応する。
- ・聴き取りの内容としては、「誰に何をされたか」を基本とし、児童生徒の負担を軽減するために、詳細を聴き取ることはできるだけ避ける。（状況により、司法面接的手法による聴き取りを依頼する）
- ・傷ついている気持ちに寄り添って、基本的には聞き役に徹する。

(2) 相談を受けた職員

- ・原則として、相談内容を速やかに管理職に報告する。（法第18条第1項）
加えて、児童生徒から相談を受けた日時やその内容について記録に残す。
- ・緊急性や事件性の高い場合や管理職が関係する場合などについては、直接警察への通報や、性暴力等対応窓口への報告を行うことも考えられる。
（法第18条第2項、第3項）

※事実の確認ができていなくても疑いの時点で迅速に対応する。

(3) 管理職

- ・報告を受けた管理職は、速やかに性暴力対応窓口へ報告する。
（法第18条第4項）
- ・被害児童生徒と加害者を分離し、当該児童生徒を保護する。
（法第18条第6項）
- ・「校内対応・支援チーム」を設置・召集し、児童生徒及び保護者の支援と学校内での調査を実施する。
- ・保護者への連絡、情報共有を行う。
- ・京葉地区少年センター等、他機関との連携を行い、被害児童生徒及び保護者に対する支援を行う。（法第20条第1項、第2項）

(4) 校内対応・支援チーム

①設置・召集

原則として校長（管理職）が設置・召集し、性暴力等被害を受けた児童生徒の保護・支援と学校内での調査及び関係機関との連絡・調整等を行う。

②構成メンバー

チームの構成メンバーは、被害児童生徒と加害者が誰であるか等、状況に応じて設定する。

（構成メンバー例）

- ・ 校長 ・ 教頭 ・ セクハラ相談窓口担当 ・ スクールカウンセラー
- ・ 担任 ・ 学年主任 ・ 養護教諭 ・ 生徒指導担当 等

③役割

ア 児童生徒及び保護者の保護・支援

- ・ 被害児童生徒と加害者の分離
- ・ 被害児童生徒や保護者の心理面のケアや学校生活の保障等
- ・ 被害児童生徒以外の児童生徒や保護者への説明や心理面のケア等

イ 学校内での調査

- ・ 性暴力等対応窓口と連携し、必要な情報を収集し、事実確認の調査を行う。
- ・ 警察や教育委員会の捜査や調査への協力を行う。

ウ 関係機関との連携

- ・ 性暴力対応窓口との連携
- ・ 警察や弁護士、臨床心理士等、専門家との連携
- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携、児童相談所との連携、児童生徒本人や保護者への紹介

エ 第三者による事実確認の調査チーム（外部専門家）による調査

- ・ 被害児童生徒へのききとり・支援
公認心理士等、県教育委員会（子どもと親のサポートセンター職員等）
- ・ 加害職員等への聴取
弁護士、県教育委員会（教職員課または教育総務課）

オ 市立高等学校における第三者による事実確認の調査

- ・ 被害生徒へのききとり・支援
公認心理士等、県教育委員会（子どもと親のサポートセンター職員等）
- ・ 加害職員等への聴取
弁護士等

(5) 教育委員会

①事実関係の確認・調査

- ・被害児童生徒や加害者への聴き取りを行うなどして、事実確認に必要な調査を行う。その際、児童生徒の負担を軽減する観点から聴取方法や時期、回数について留意が必要であり、調査を実施する際には、早期から警察とも連携し、弁護士、臨床心理士等専門家の協力を得つつ、慎重に実施する。(法第19条第1項、第2項)

②被害児童生徒・保護者の保護・支援

- ・スクールカウンセラーや臨床心理士、警察OB等、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、学校と連携して被害児童生徒の保護及び支援、並びにその保護者に対する支援を継続的に行う。
(法第20条第1項)

③学校への支援・教職員のケア

- ・児童生徒に対する支援・ケアに加え、学校の教育活動が円滑に継続していけるよう、学校への支援及び教職員のメンタルケアについて必要な措置を講ずる。